

災害弔慰金の支給等に関する条例の規定整備について

 関係政令の施行により条例で引用する条項に条ずれが生じたため、規定の整備を行う。

1 内容

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）の施行により、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）が一部改正されたことに伴い、条例で引用する条項に条ずれが生じたため、規定の整備を行う。

条 項	変 更 前	変 更 後
付則第2項	第十四条第一項	第十三条第一項
付則第3項	第十四条第四項	第十三条第四項

2 改正を要する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月中央区条例第20号）

3 施行予定日

公布の日